

東京都家庭と仕事の両立支援推進企業登録制度 両立支援推進企業マーク取扱要領

平成30年8月27日付30産労雇労第1025号
改正 平成30年9月25日付30産労雇労第1116号
改正 平成31年3月26日付30産労雇労第2264号
改正 令和元年5月10日付31産労雇労第392号
改正 令和2年3月18日付31産労雇労第2085号
改正 令和4年3月29日付3産労雇労第2275号
改正 令和5年3月29日付4産労雇労第1952号
改正 令和5年9月14日付5産労雇労第821号

(目的)

第1条 この要領は、家庭と仕事の両立支援推進企業登録制度の両立支援推進企業マーク（以下、「マーク」という。）の家庭と仕事の両立支援推進企業（以下、登録企業）という。）の利用に関し、東京都公有財産規則（昭和39年東京都規則第93号）及び東京都著作権取扱要綱（平成10年7月10日10財管総第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(東京都家庭と仕事の両立支援推進企業登録制度)

第2条 「東京都家庭と仕事の両立支援推進企業登録制度」（以下、「登録制度」という。）とは、法定以上の育児・介護など家庭と仕事の両立支援制度を整備し、実践している企業等に対し、整備状況に応じて東京都が、マークを付与し、その取組内容を東京都ホームページ等で広く発信していくことにより、都内企業の両立支援の充実を図ることを目的としている。

(定義)

第3条 本要領において、マークとは、「家庭と仕事の両立支援推進企業登録制度 両立支援推進企業マークデザインマニュアル（以下、「デザインマニュアル」という。）」の「両立支援推進企業マーク一覧」に定めるものをいう。

登録商標第6180035号については、東京都産業財産権取扱要綱により取り扱うこととし、本要領の対象外とする。

(利用範囲)

第4条 登録企業は、「東京都家庭と仕事の両立支援推進企業登録制度」募集要項に示す登録基準により確定した★の数に応じたマークを、第5条に定める利用許諾手続を経て、利用することができる。

2 前項に係る利用期間は、次のとおりとする。

(1) マークは、第5条第1項により東京都から許諾承認を受けた日から利用できる。ただし、東京都家庭と仕事の両立支援推進企業登録制度実施要綱（平成30年8月14日付30産労雇労第974号）（以下、「登録制度実施要綱」という。）第8条第2項第1号により知事が更新登録の決定を行った企業は、直前の登録期間の満了日の翌

日から利用できる。

- (2) マークは、登録制度実施要綱により定める登録期間の満了日又は、第7条の通知日又は第8条に該当することとなった日の、いずれか早く到来する日まで利用できる。

3 第1項に係る利用内容は、次のとおりとする。

- (1) 登録企業は、第2条の制度に登録された組織単位（企業単位）の事業活動の範囲であること。
- (2) 登録制度の趣旨に照らして適当と認められ、登録企業が発行若しくは制作と管理を併せて行う、各種媒体（自社パンフレット、カタログ、レターヘッド、従業員の名刺、ウェブサイト等）への提示であること。

4 前3項の規定に関わらず、以下に掲げる事項に該当する場合は利用することができないものとし、利用を許諾しない。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は支援するおそれがあると認められるとき。
- (3) デザインマニュアルに定められた利用方法に従うものでないとき。
- (4) 都及び登録制度のイメージや品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (5) 有償頒布（販売）する商品や、有償提供サービスに使用する製品に提示するとき。
- (6) 登録企業が提供する商品やサービスの品質を担保・保証するものとして利用するなど、東京都が有する商標権の機能を害するとき。
- (7) 第三者にマークを利用させるなど、東京都が有する著作権の侵害にあたる時。
- (8) 第三者の利益を害すると認められるとき。
- (9) その他東京都が不適當と認めるとき。

（利用許諾手続）

第5条 マークを利用しようとする者（以下本条において「申請者」という。）は、マーク利用許諾承認申請書（別記様式第1号）を東京都に提出し、東京都の許諾を得なければならない。

- (1) 東京都は、前項の規定による提出があった場合、内容を確認した上で、利用を許諾するときはマーク利用許諾承認通知書（別記様式第2号）を、利用を許諾しないときはマーク利用許諾不承認通知書（別記様式第3号）を申請者に交付するものとする。
- (2) 前項の規定による許諾に当たっては、東京都は必要な条件を付すことができる。
- (3) 前項の条件に不服のある申請者は、マーク利用許諾承認書を受領した日から1週間以内に、マーク利用申請取下書（別記様式第4号）を東京都に提出することにより、マークの利用申請を取り下げることができる。

（利用上の遵守事項）

第6条 前条により許諾を受けた者（以下、「利用者」という）は、マークの利用に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) デザインマニュアルに定められた色、形等のデザインや利用方法に従うこと。
- (2) マークのサイズは指定しない。ただし、縦横比の変更は認めない。
- (3) マークを囲む、傾ける、変形する、他の図柄の上に配置するなど、デザインに変更

を加えることは認めない。

(4) 他のマークや文言の近傍に配置するなど、マークの独立性が阻害されるような利用は認めない。

(5) 登録企業が第三者に利用させること（再利用許諾）は認めない。

(6) 自己のものとして商標又は意匠目的に使用すること、及び登録出願することは認めない。

(利用の中止)

第7条 利用者は、マークの利用を中止しようとするときは、マーク利用中止通知書（別記様式第5号）を東京都に提出しなければならない。

(利用承認の取消)

第8条 利用者が次の各号次の各号に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、マークの利用許諾を取り消すものとする。

(1) 第4条第4項又は第6条に違反したマークの利用が認められたとき。

(2) 第2条の制度による登録を取り消したとき。

(3) その他不適切なマークの利用等が認められたとき。

2 東京都は、前項に規定する利用許諾の取消しを行ったとき

は、マーク利用承認取消通知書（別記様式第6号）を、当該取消しを受けた利用者に通知するものとする。

3 第1項の規定により利用許諾の取消しを受けた利用者は、マークの利用を直ちに中止するとともに、第4条第3項第2号に規定するマークを提示した利用対象物が流通しないための措置を講じなければならない。

4 東京都は、第1項に規定する利用承認の取消しを受けたことにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(著作権の帰属及び著作権使用料)

第9条 マークの著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は都に帰属する。

本要領に基づき利用許諾を受けたことにより移転するものではなく、利用者は著作権を行使することはできない。

2 本要領に基づくマークの利用許諾に係る著作権使用料は、無償とする。

(免責)

第10条 マークの利用により生じたいかなる損害に対しても東京都は一切の責任を負わない。

(両立支援推進企業マーク利用許諾に係る包括処理方針との関係)

第11条 第4条に定める範囲に該当しないマークの利用については、本要領及び「両立支援推進企業マーク利用許諾に係る包括処理方針」を適用せず、「公有財産関係の条例及び規則の施行について（依命通達）」（昭和39年4月1日付39財管一発第149号）及び「東京都著作権取扱要綱」（平成10年7月10日付10財管総第50号）により処理する。

(その他)

第12条 本要領に定めのない事項については、関係規定に基づき、東京都が判断する。

附則

この要領は、平成30年8月27日から施行する。

この要領は、平成30年9月25日から施行する。

この要領は、平成31年4月 1日から施行する。

この要領は、令和元年5月10日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年9月14日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

年 月 日

両立支援推進企業マーク利用許諾承認申請書

東京都知事 殿

（所在地）

（名称又は氏名）

（代表者氏名）

両立支援推進企業マークを利用したいので、下記のとおり申請します。

なお、利用に当たっては、「東京都家庭と仕事の両立支援推進企業登録制度 両立支援推進企業マーク取扱要領」及び「家庭と仕事の両立支援推進企業登録制度 両立支援推進企業マークデザインマニュアル」を遵守します。

記

1 利用目的

2 利用方法・場所等

別記様式第2号（第5条関係）

文 書 番 号
年 月 日

両立支援推進企業マーク利用許諾承認通知書

殿

東京都知事

年 月 日付で申請のあった両立支援推進企業マークの利用を申請内容の範囲内において承認します。

1. 利用対象マーク
2. 利用方法
3. 利用期間
4. 著作権使用料
5. 著作権の帰属
6. その他

別記様式第3号（第5条関係）

文 書 番 号
年 月 日

両立支援推進企業マーク利用許諾不承認通知書

殿

東京都知事

年 月 日付で申請のあった両立支援推進企業マークの利用については、
内容を確認した結果、以下の理由により承認しないこととしたので通知します。

（不承認の理由）

別記様式第4号（第5条関係）

年 月 日

両立支援推進企業マーク利用申請取下書

東京都知事 殿

（所 在 地）

（名称又は氏名）

（代表者氏名）

年 月 日付〔文書番号〕の両立支援推進企業マーク利用許諾承認通知書により承認がありましたが、付された条件に不服があるため、申請を取り下げます。

別記様式第5号（第7条関係）

年 月 日

両立支援推進企業マーク利用中止通知書

東京都知事 殿

（所 在 地）

（名称又は氏名）

（代表者氏名）

年 月 日付〔文書番号〕の、両立支援推進企業マーク利用許諾承認通知書により承認があった両立支援推進企業マークの利用について、中止することとしたので通知します。

別記様式第6号（第8条関係）

文 書 番 号
年 月 日

両立支援推進企業マーク利用承認取消通知書

殿

東京都知事

年 月 日付〔文書番号〕の、両立支援推進企業マーク利用許諾承認通知書により利用を承認している両立支援推進企業マークの利用について、以下の理由により承認を取り消すこととしたので、通知します。

（取消の理由）